

公益社団法人京都府鍼灸師会 平成 26 年度事業計画

【1】研修事業（公益事業）

1. 鍼灸医学の進歩発展を図るための事業

(1) 学術講演会の開催

第 47 回東洋鍼灸医学大講演会の企画運営（11 月 16 日(日) 芝蘭会館 稲盛ホール）

(2) 財団の生涯研修会の開催（5 回）

7 月 13 日、8 月 3 日、11 月 16 日、平成 27 年 1 月 18 日、2 月 15 日の年 5 回開催
所定単位取得のためには 4 回以上の出席が必要。

(3) 鍼灸師の学術向上のための研修会

学術研修会の実施（2 回）

女性部主催研修会

青年部主催研修会

(4) 第 10 回日本鍼灸師会全国大会（岐阜大会 10 月 12 日(日)・13 日(月・祝)）の参加促進

2. 鍼灸学術の医学的研究に関する事業

(1) 第 34 期鍼灸臨床研修会へ受講者派遣

9 月 13 日(土)～15 日(月・祝) 森ノ宮医療学園専門学校

【2】公衆衛生事業（公益事業）

1. 鍼灸医療の振興及び普及に関する事業

(1) 鍼灸普及用刊行物「はりきゅっていきましょう！」（一般向け年 4 回発行）

(2) パンフレット等の作成及び配布（普及部、保険部、組織部）

(3) 日本鍼灸師会発行の鍼灸普及用刊行物（日本鍼灸新報、健康定期便）の頒布

(4) 鍼灸普及用ポスターの作成及び配布（普及用のぼりの製作など）

(5) 京都医療推進協議会（11 月 9 日（日） みやこめっせ）のイベントへの参加協力

(6) 京鍼会ウェブサイトの管理と充実、ホームページの掲載・更新

2. 鍼灸業務を通して公衆衛生の向上に寄与する事業

(1) 府・市民の健康増進活動の普及と推進活動及び健康相談

(2) 地域医療との連携と公衆衛生の普及啓発活動（地域活動）府下地区の地域開催イベントへの参加と鍼灸普及・啓発活動（5 月 18 日（日） YMCA かもがわチャリティランへの参加協力等）

3. 療養費制度適用推進事業

(1) 療養費制度の普及啓発と手続き支援（療養費払適正運用作業部会の開催）

4 月 6 日、5 月 6 日（火祝）、6 月 8 日、7 月 6 日、8 月 10 日、9 月 7 日、10 月 5 日、
11 月 9 日、12 月 7 日、平成 27 年 1 月 4 日、2 月 8 日、3 月 8 日

(2) 医療保険および老人保健に関する手続き支援

(3) 労災保険に関する手続き支援

(4) 生活保護および公費負担医療に関する手続き支援

(5) 療養費制度の取扱い及び支援に関すること

会員向け保険取扱講習会の開催

府民市民向け公開講座の開催

4. 介護保険法に基づく居宅介護支援及び居宅サービスに関する事業

- (1)居宅介護支援事業の推進、支援活動
- (2)介護予防運動指導員養成に関する事業

平成 26 年度は他府県での講座参加者に助成する。

【3】会員相互扶助事業（共益事業）

1. 会員の学術技能の研鑽及び資質の向上に関する事業

- (1)会員の資質向上及び指導育成に関すること
- (2)メーリングリスト（ML）等での会議の開催・メールマガジン等による告知活動
- (3)会員証の発行

二つ折りタイプ（研修会参加履歴等記載）

2. 機関紙、刊行物の発行及び調査研究に関する事業

- (1)会務情報機関紙（京鍼）の発行（隔月発行）
各部コメント等を記載し、内容の充実化を検討する。
- (2)会員及び一般市民の健康に関する調査研究

東洋鍼灸医学大講演会、京都府医療推進協議会イベント等の府民市民参加の行事の機会を利用して、鍼灸に対する意識調査（アンケート）を検討する。

3. 鍼灸師の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業

- (1)会員の慶弔、お見舞いに関すること（慶弔規程の周知徹底）
- (2)会員サポート事業（会員の福利厚生事業） 団体保険の加入勧奨
- (3)ステッカーや記章の発行・会員バッジの貸与

単年度ステッカーの発行。規定の研修会出席者に対する記章授与。会員バッジの貸与。

- (4)公益目的事業の推進に資するため、会員の相互扶助活動

4. 表彰・感謝状に関すること

叙勲・褒章、厚生労働大臣表彰、日本公衆衛生協会会長表彰、京都府知事表彰、京都市長表彰、日鍼会会長表彰、本会会長表彰等

5. 会員名簿の作成、会員異動の管理に関すること

- (1)会員の異動管理
- (2)会員名簿の作成（7月末発行）

【4】法人管理事業

1. 諸会議の開催及び運営に関すること

- (1)定期総会の開催 平成 26 年 5 月 25 日(日) 京都教育文化センター
- (2)理事会の開催(4 回) 4 月 19 日(土)・6 月 21 日(土)・10 月 18 日(土)・3 月 14 日(土)
京都府鍼灸会館
- (3)業務執行理事会の開催(12 回) 毎月末の火曜日（原則） 京都府鍼灸会館
議事録を作成して、理事会に報告する。
- (4)会務連絡会の開催 理事会 1 週間前の土曜日（原則） 京都府鍼灸会館
- (5)監査会の開催 平成 26 年 4 月 19 日(土) 京都府鍼灸会館

2. 財務執行と財産管理に関すること

- (1) 予算の編成、執行ならびに決算に関すること
- (2) 物品の調達、処分及び財産管理に関すること

3. 法制に関すること

- (1) 定款、規則等の制定及び改廃に関すること
- (2) 関係法令の研究及び周知に関すること

4. 庶務に関すること

- (1) 会員台帳の作成保管
- (2) 文書の作成、発送、保管及び整理
- (3) 会議資料及び議事録の作成並びに保管

5. 儀式・儀典等の企画、運営に関すること

特に、現在のところ儀式・儀典の予定はなし。

6. 事務所及び職員の管理運営に関すること

7. 対外的活動に関すること

- (1) (公社)日本鍼灸師会の通常代議員総会、理事会、全国部長会議等への出席
- (2) (公社)日本鍼灸師会近畿ブロック会議、関係師会の会議・行事等への参加
- (3) (公社)日本鍼灸師会の諸行事及び全国大会(岐阜)等への参加
- (4) 行政・関係省庁との折衝
- (5) 医療関係団体等の会議・行事への参加
- (6) 鍼灸関連団体の会議・行事への参加

8. 関連諸団体及び教育機関との連携、協力及び交流に関すること

- (1) 厚生労働省、京都府、京都市、府下行政
- (2) (公財)東洋療法研修試験財団、? 鍼灸マッサージ等国民年金基金
- (3) (公社)日本鍼灸師会、都道府県鍼灸師会、各鍼灸関連団体
- (4) 京都府医療推進協議会、(一社)京都府医師会はじめ各医療関連団体
- (5) (公社)東洋療法学校協会、(公社)全日本鍼灸学会、医科大学、鍼灸大学、鍼灸師養成学校

【5】その他公益目的を達成するために必要な事業

- (1) 新公益法人制度の対応：公益社団法人の事業実施
京都府鍼灸会館前に、経理書類(貸借対照表)を公示。
- (2) 納税相談会：寄付金、年金、小規模共済、医療、各種保険控除、青色申告
- (3) 公益活動支援：救命講習・応急手当講習への推奨派遣、京都府緩和ケア研修会参加推奨
- (4) その他、公益に関する事業